

議会改革推進協議会 議事録

平成 27 年 9 月 11 日

議会改革推進協議会 第4回会議

平成27年9月11日（金）

開会 午後 4時 1分
散会 午後 4時36分

中川 ただいまから「議会改革推進協議会」を開会させていただきます。この場合、御報告をいたします。市政記者クラブ所属の報道機関より、頭撮りの申し出がありましたので、お許しをいたします。

（撮影関係者入室：頭撮り）

それでは、本日はまず前回御要求のありました「議員定数試算表」等について、正副座長で御用意をさせていただきましたので、まずは事務局より説明をいただいて、その後に御議論をいただきたいと存じます。それでは、まずは事務局より説明をお願いいたします。

調査課長 御要求をいただきましたお手元配付の資料につきまして、説明をさせていただきます。最初に、資料1の「議員定数試算表」についてであります。本試算表では、これから実施される平成27年の国勢調査人口ではなく、確定値が公表されております平成22年の国勢調査人口を基準として、現行の総定数の75人から、一人ずつ総定数を減じた場合の議員一人当たり人口、各選挙区における配当基数、定数及び定数の増減の試算を、一表にまとめさせていただきました。1ページ目は総定数74人から70人まで、2ページ目は総定数69人から65人まで、3ページ目は総定数64人から60人まで、4ページ目は総定数59人から55人まで、5ページ目は総定数54人から52人までのそれぞれの総定数における各選挙区での議員定数の試算等を掲載させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。1ページ目にあります総定数を74人とした場合を御覧いただきますと、選挙区の定数は、昭和区が現行の4人から3人となり一人減少いたしますが、他の選挙区における定数の増減はございません。総定数を73人とした場合には、選挙区の定数が、昭和区の1人減少に加え、中村区が5人から4人となり一人減少することとなります。総定数を72人とした場合には、選挙区の定数が、昭和区及び中村区の1人減少に加え、緑区が8人から7人となり一人減少することとなります。総定数を71人とした場合には、選挙区の定数が、昭和区、中村区及び緑区の各一人の減少に加え、守山区が6人から5人となり一人減少することとなります。総定数を70人とした場合には、選挙区の定数が、昭和区、中村区、緑区及び守山区の各一人の減少に加え、

南区が5人から4人となり一人減少することとなります。以下のページにつきましても同様でございます。先回の協議会で総定数の減員につきまして具体的な数字をいただいた部分につきましては、総定数と増減の箇所に網掛けを行っておりますので、あわせて御覧いただきたいと存じます。続きまして、資料2の「本市における議員1人当たり人口及び旧法定上限数からの減員率について」でございます。平成22年の国勢調査人口と平成27年4月1日現在の推計人口に基づいた議員一人当たり人口及び旧法定上限数からの減員率について、まとめさせていただきました。平成22年の国勢調査から平成27年4月1日現在の推計人口を比較いたしますと、本市の人口は10,617人増加していることとなり、議員一人当たりの人口は141人ふえていることとなっております。旧法定上限数につきましては、平成22年国勢調査人口と平成27年4月1日現在の推計人口ともに88人となり、減員数及び減員率に影響はございません。以上で資料の説明を終わらさせていただきます。

中川 説明が終わりましたので、何か御意見等があればお願ひをいたします。

江上 22年と比べて今の数字を見ますと、ふえているという数字が全体に見えますが、行政区別割りにすると何か特徴的にですね、全体はふえているのだけれども、行政区で特にここがふえているとか、そういうような傾向というのは。これだけでは見えないと言われればそれまでですが。いかがでしょうか。

法制主幹 本日お出しさせていただいた資料につきましては、名古屋市全体という形でお出しさせていただきました。前回の御議論の中でですね、各区ごとというのは今回御遠慮されるということでございましたので、済みません、特に御用意はしておりません。

江上 定数問題の基本となるのは国勢調査ということで、来年の2月とかあるいは来年の10月には確定値が出てきますけど、そういう手順でいうと、人口の、これ大体1万ちょっとふえておりますけれども、傾向というのは、——見通しは結果が出ればわかりますよと言われればそれまでかもしれませんけれども、どうなんでしょう。

法制主幹 資料2の御質問だと思いますが、資料2で国勢調査人口と、その下は推計人口という形で掲げさせていただいております。注にもございますので御覧いただきたいと思うのですが、国勢調査人口というのは住んでいるところで調査するという形で、推計人口というのが国勢調査人口から毎月の住民基本台帳の出し入れをして出しているということで、これがですね、どれぐらいリンクするかということがござい

ますので、予想が立つかといわれるとなかなか難しいかなというふうに思っており
ます。

江上 わかりました。

加藤 この議員定数試算表の資料の提出をしていただきました。当初、江上委員から私
やおくむら委員は選挙で10削減を公約として挙げたのに7ではおかしいのではないか
という意見をいただきましたので、今回、7人、10人、15人減った試算表を
出させていただきました。その中で、やはり私もこの議会改革推進協議会に出て
いる以上、いろんな市民の皆さん方の、この定数に対する意見を聞いてまいりました。
やっぱり議員みずからが身を切って、その身を切った中でも多様な意見を
吸い上げる。そんなことが、私は有権者の皆さん方の意見だと思います。ところで、
1人区はこれ、何人減らしたら発生しますか。

法制主幹 今、定数の御質問だと思います。定数が1になるのはどこまで減らしたときかと
いうことだと思うのですが、資料の一番最後の5ページを少し御覧いただきたいと
思います。網掛けがしてある総定数52人というところを御覧いただきたいと思
いますが、真ん中のところに定数という数がございます。4、2、4、3とずっと數
字が入っておりますが、1という数字がないということでございますので、総定数
を52人まで減らしても区で一人しか代表がないという1人区というのは出てきま
せん。ちなみにですね、ちょっとこの表にはないのですが、もう一人減らして総定
数が51人になった場合ですね、次に減るところが熱田区になりますので、そ
なると熱田区が1人区ということで発生するということになります。

加藤 そうすると、52まで減らしても1人区はならないと。では、そうしましたら、今
度、各選挙区において二人減が発生するのは総定数を幾つ減らした場合になりま
すか。

法制主幹 次はですね、増減のところでマイナス2になるのはどこかという御質問かと思
いますが、2ページの総定数65というところをちょっと御覧いただきたいと思
いますが、65のところの一番右の増減というところを見ていただくと、ゼロとマイナ
ス1という数字が並んでいます。1ページめくっていただいて3ページ
を御覧いただいて、総定数64というところを御覧いただきますと、緑区のところ
でマイナス2という数字が初めて出てくるということになります。ということで
65人までであれば増減が1区マイナス1で済みますが、それを超えると一つの区
で二人減るという区が発生するということになります。

加藤 よくわかりました。そうしたら、最後に3人減が発生するとすると、総定数を幾つ減らした場合ですか。

法制主幹 一つの区で3人減る場合がどこまでいくと出るかということでございますが、4ページを御覧いただきたいと思います。総定数55人のところの増減の欄を見ていきますと、ゼロとマイナス1とマイナス2という数字が入っております。同じようにちょっと1ページめくっていただきまして、総定数54というところの増減数を見ていただきますと、同じく緑区ですね、マイナス3という数字が初めて出てきますので、総定数を54人になると緑区に関しましては一つの区で3人減るということになるかと思います。

加藤 この試算表を見ながら、今の答弁を聞きながら、私自身は総定数幾つ削減していくのがベターかという、何となく結論が出てきたような気がします。うちの会派でも一度皆さんのお見を聞きながら、もうそろそろ定数の削減を決めていく、具体的な数字も出していいのではないかということがよくわかりました。以上です。

田口 この試算表で、中区がまた二人に戻るのは69ですね。

法制主幹 69人のところ、中区は2ということになります。70までは3でございます。

田口 私はね、ちょっと定数1というのはね、——これは小選挙区で、絶対まかりならぬわけですけれども、定数2でもね、多様な民意を市政に反映する上では障害が出てくるのではないかと考えています。今は2大政党とあまり言わなくなつたんですけども、やっぱり大政党がね、定数が少ない場合だと有利になる。そういう選挙区になりますとね。やっぱりそういう定数2とかというのはふやさないほうがいいという結論ですね。そんなことも含めて私たちの立場は前回申し上げていますので、一遍、定数をこれ以上減らさず現状維持という形をとっていますのでね、そういった形であります。

金庭 以前に、他都市の議員定数見直しの考え方ということについての資料を出していただきました。それぞれの地域の事情等を勘案しながら、それぞれの議会が定数に対しての取り組みというものをされておるという、数字的な裏づけをきちんと示していただいていると思います。その上で、例えば横浜市ですとね、政令指定都市全体の平均8.7%を上回る約10%削減率を達成することになるので、上限数からの削減率ということでおされておるのですけれども、では、例えば名古屋市がですね、この法定上限数からですね、今、何人減らすとどうなるということで。議

員一人当たりが人口比例でいくと今現在3万人に一人という比率になっていると思いますが、これは10%ということであれば3万3千人になるかなと思うのですけれども、この法定上限数ですね、この最大の削減数となるとすると、どの数字、どのパーセントになるのかということなんですか。

法制主幹 まず、今、旧法定上限数からの減員率が一番高いのが千葉市の21.9%になっております。名古屋市、今、現在8位で14.8%ですが、総定数が68に、マイナス7になったところでですね、減員率が22.7%ということになりましたして減員率が1位になるという形になります。

金庭 ありがとうございます。多様な民意を酌み取ってということについては、これはもう当然、市議会議員としての責務、果たしていかなくてはいけないことだと思います。その上で前回も、我が会派の田辺委員も発言をしましたけれども、やはり議員がどれだけ地域にしっかりと根を張って、いろんな民意を酌み取っていくかというその努力をしていくことというのは、これは特に求められている現状だということを踏まえた上で考えたときに、その削減率でも名古屋はしっかりとそれに取り組む。逆に言えば、この民意をしっかりと酌んでいくという責任の強さ、重さというものが、これでさらに強くなるのかなということもありますので、そういうことも踏まえた上で、この定員の数についてもきちんと議論の中に入れていかなければなりません。こういうふうに考えます。

鎌倉 確認ですけれども、この議会改革推進協議会の中で適正な定数が導かれるということで、先ほど試算表でもありましたように、例えば行政区でいえばマイナス1というそういったところまでは、多分ね、多様な民意の中ではいいと思うんですけど、例えばこれがですね、マイナス2とかマイナス3になったときに、これは激変になるわけですね。そういうときに、例えばそういうところでは決めてもいいのですけれども、段階的に、——まあ4年ごとになってしまいますが、そういう考え方というのはできるのでしょうか。これはまあちょっと皆さんに。一気にこう、3人もということはいいのかどうか。

中川 これは議会の中でと思いますが、どなたか御答弁。

おくむら 今、ちょっと鎌倉委員の一遍に3人もというのは、1選挙区の話をされた……（「そうです、はい」と呼ぶ者あり）加藤委員が先ほどお聞きしたのは、そういうところのある意味での定数を聞いたわけでありますが、先ほど我が会派からの多少意見的なことも言わせていただいたのですが、それは1選挙区で3人も減らすような、そんな減らし方は、僕は幾ら何でも理解をいただけないのではないだろうかと。私が

前の回でも申し上げたように、まず、何を目指すにはやはり、名古屋市会が努力したとあらわすには旧法ですが、削減率をですね、まず全国一位にする。これが一つの私は目標値だと思うのですね。そして、ちょっと選挙公約のことを最初に江上委員に言われたので、僕も少し、ちょっとああそうだったかなと思ったのですが、せっかくの共産党さんからの御指摘でありますので、私どもやはり 10 を目指して、しっかりと皆さんとのコンセンサスを得られぬかなということを思っております。いずれにしても、資料の、ある意味での調査等々、大体の方向性を、座長、示してもいい、——たたき台としてね、たたき台としていいのではないだろうかなというような気がいたします。

鎌倉 わかりました。

渡辺 我々自民党もですね、ちょっと申し上げましたが、できる限り身を切ると、それで市民サービスをしていくのだという視点でいければですね、公約にもありましたようにちょっと言っておったのですが、やはり 10 名だというようなことを、削減数 10 名というようなことをですね。さきの鎌倉委員が述べました 2 名だとか 3 名だとかね、1 選挙区で、それは僕も好ましくないと、そういう考え方方に立っておりますので、できる限り、削減率をですね、先ほどおくむら委員が申し上げましたように、私ども旧法で一番になるというような、そういう身を切る姿勢で進めるという考えをもっておりまます。

江上 今、定数、2 名以上にならぬといかぬという話がありました。ただ、もともと政令指定都市が行政区に分かれているものですから、定数、各行政区別にしなくてはいけないというふうに選挙区が決まっているものですからね、こういう数字が出てきますけれども、基本は、名古屋市議会基本条例にありますように各層の多様な民意を市政に反映させるために必要な人数を確保すると、これが基本ということでは一致できると思うのですけれども。そういう点ではですね、やっぱり議員一人当たりの人口、これがやっぱりできるだけ——できるだけというか、バランスもありますから何でもかんでも小さくなればいいとは私は言いませんけれども、現時点でも名古屋市は政令指定都市 20 の中で 3 番目に低いわけですね。やっぱりこれ以上議員一人当たりの人口をふやしていくという方向はよろしくないと。今でも先ほど推計値ということでありますけれども少し人口はふえているわけで、そういう点から見てもですね、定数はもちろん 2 以上じゃないといけないとわかっておりますけれども、やっぱり議員一人当たりの人口、これをきちんと勘案するということになれば、今以上に減らす必要はないということを言っておきます。以上です。

田辺 今、江上委員の発言はなるほどそういう考え方もあるものなのかなと思って聞いておりましたけれども、そうするとどこまでだったら減らしていいのかというお考えなのでしょうかね。多様な民意を反映させ得る、ぎりぎりのいわゆる議員一人当たりの人口というのは何人だとお考えなのでしょうか。

江上 数字をつくるということはできないと思うんです。私がこの人数以上ではないと何とかということはできないと思うんです。やっぱりこれは全国的な動きの中を見ると。ですから、例えば今 20 政令指定都市の中で名古屋が 3 番目に議員一人当たりの人数が多いと、これはよろしくないということを言っているわけで、これを下げるなんてことはもうまづ——ふやせということも、本来ならば議員一人当たりの人口が一番少なくなるようにしてもいいという考えがないわけじゃありませんけれども、現時点ではそれ以上のことを言うつもりもありませんので、現行でいいのではないかと。議員一人当たりの人口を、政令指定都市 20 の中で一番少なくするということまでは言うつもりはありません。以上です。

中川 よろしいですか。それでは、各会派の考え方なども披瀝をしていただけたかなというように思います。そろそろ方向性をというお声も頂戴いたしましたので、次回につきましては、これまでの議論や提出資料なども踏まえてですね、各会派におかれましては、参考に例えば他都市の御調査あるいは状況等を調べていただくなどいたしまして、引き続き検討を各会派内でしていただきたい、そしてその上で議員定数の改正に対する各会派の意向表明を、次回いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。——よろしゅうござりますか。

江上 国勢調査がありますよね、数字が、少なくとも速報値とか、——2月 25 日でしたか、出るのは。それ以前に意向をというのはちょっと拙速じゃないかなという気がするのですが。

おくむら 江上委員、ちょっと誤解があるようですが、今、定数、あくまでも名古屋市会の総定数の話でありますので、おのずと、前からもお話ししておりますように名古屋市会としては本文方式と決めたわけでありますので、総定数がある意味で確定すれば本文方式の中で各選挙区の定数はおのずと決まってくると。そういうことでありますので、今の国勢調査を待たずして議論をすることはできるのではないだろうかと思うのですが。

中川 江上委員におかれましては御理解いただけましたでしょうか。

江上 理解はできませんけれども、御意見はわかりました。

中川 よろしいですか。では次回におきまして、各会派の意向表明をしていただくという形で取り計らいをさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひをいたします。ほかに御発言もないようあります。私といたしましては本日予定させていただいた議題は以上ですが、ほかに何か御発言があればお許しをいたします。

渡辺 今、加藤委員からの発言について、座長のとりまとめで各会派の意向をということですが、このように議員定数のあり方については、これまでに議会改革推進協議会において、これで皆さん御承知のとおり4回ですね、議論を重ねてきたところであります。また、次回以降につきましては今申し上げましたように、各会派から御意向が表明され、議員定数のあり方に対する議論も深まってまいりと思つておりますが、議員定数を論じていく上ではですね、外的的な数、すなわち定数もさることながら、あわせて、議員の責務を含めた身分も深く関係してくるのではないかと思うのであります。先般も御承知のとおり人事委員会から、市長及び議長に対して将来の市政を担う有為な、しかも有能な人材を確保していくためには給与面での改善を図るよう勧告がなされておることは御承知のとおりであります、本市を取り巻く社会経済情勢も変化しております。こうした中におきまして、議員報酬のあり方についても地方自治法の趣旨を踏まえた、そのあるべき額について、名古屋市特別職報酬等審議会の御意見をおききいただくよう、議長から一遍市長に申し入れを行っていただいではいかがかと思うのであります。また、申し入れに対しましては、市長から議長に名古屋市特別職報酬等審議会の御意見等が報告をされましたときには、その結果をこの議会改革推進協議会にも御報告をいただければと思いますがいかがでしょうか。この際、私のほうから一遍御提案を申し上げたいと思います。

中川 ただいま、渡辺委員からの御提案がありましたが、御意見等あればお願ひをしたいと存じます。

おくむら 今、渡辺委員から追加で議論の申し出がありました。たしか私どもの報酬の制度値を決めてからもう9年たつておるのかな。それぐらいたつておるわけですね。4年前に私どもみずから報酬を800万ということで決めさせていただいたわけであります、今言ったように一度そういう機関でどうあるべきかと、今後将来にわたって。報酬等審議会にかけていただく、私は必要というか、かけていただいてもいいのではないだろうかと。渡辺委員の申し出について、ぜひ一つ議長の御協力をいただければいいのではないだろうかと思います。

金庭 私も今、御提案いただきましたが、この議員定数も含めてですね、議員の責務というものをきちんと明確にしていくと、市民にもきちんと理解していただくという上では、ぜひ議長さんを通じましてですね、報酬等審議会のほうに市長さんのほうに一度きいていただくというのもこれは重要なことではないかと。私もその意見には賛同させていただきたいと思います。

鎌倉 今、いろいろな意味合いで現状の報酬をですね、評価するということだと思うのですけれども、とにかく報酬等審議会に諮問するのは市長さんでありますので、これが最初から上げる、見直す、そういう議論の中でかけるということは、多分あり得ないと思うのですけれども、そのことも踏まえて報酬等審議会に出してくださいということを要求していくということでいいですか。

中川 渡辺委員からの提案はそういう趣旨だと思います。すなわち上げることではなく、適正値がどうなのであるかということを報酬等審議会でお諮りをいただいてはどうかという、こういう御提案だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

鎌倉 そういうことであればいいと思います。

田口 この件って以前も議長から出したことはなかったですかね。市長に。

中川 今までではなかったです。報酬等審議会にかけてもいいかという、そういうことが、お話はありましたが、かけたことはないですね。

田口 議長から市長に申し入れはありましたかね。

中川 まだないです。

田口 ない。そうですか。

江上 報酬そのものは変える必要は私はないと思っておりますけれども、意見を聞くことは、別にそれは拒否することではないと思っております。

中川 それでは、今御提案がありましたが、議長のほうから御発言を少しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長 まずはこれまで、きょうは第4回でございますけれども定数のことにつきましてですね、真摯な議論を皆さん方、各会派の代表の皆さんにしていただいたことに

正副議長を代表して、まずは感謝申し上げたいと、こんなふうに思います。これまで議会改革推進協議会では、まずは定数のことについてということで議論をしてきていただきましたが、今、座長のほうのお計らいで次回には各会派のほうからの意見開陳というか、具体的な意見表明があるということで、これから具体的なところにいよいよ入ってくるのかなと思います。私どもとしてはですね、定数のことが第一義ではありますけれども、そこに一定のめどが、次回あたりからつきつつあるのかなということを踏まえてですね、今、渡辺委員からお話をありましたように議員の身分等について広く考えていくということは大事なことであると思いますので、上げるとか下げるとかそういうことではなくてですね、まず、やっぱり議員の報酬ということについては、私ども議会で勝手に決めるということではなくて、これまでもですね、報酬等審議会に諮問をして、それにのっとってやってきたという経緯がありますので、まず、市長さんの諮問機関でございますので、市長さんに一度皆さん方の総意ということでございますので私ども正副議長ですね、市長さんに報酬等審議会に一度特別職の報酬について諮問していただけないかというお願いという形になると思いますけど、そういうものをさせていただくということでお願いしたいと思います。文書とか時期については相手もあることでございますので、一度正副議長に、今の趣旨でもってさせていただくという前提で、御一任いただけたらありがたいと、このように思います。

中川 今、藤沢議長のほうからお話がありました。申し入れの文案また日程調整につきましては、議長から今、御提案いただきましたとおり、対応を正副議長のほうに御一任をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

中川 それでは、正副議長にてお取り計らいをお願いしたいと存じます。その他、御意見等ございますでしょうか。——ないようあります。それでは、渡辺委員から御提案いただきました名古屋市特別職報酬等審議会の御意見等につきましては、市長から結果が届き次第、議長からこの議会改革推進協議会に御報告を願う、そういう扱いとさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。それでは、きょうのところの予定させていただきました議題については以上であります。これをもって議会改革推進協議会を閉じさせていただきます。御苦労様でした。